

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料10-5-7
提出年月日	令和5年5月11日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-45	記載の適正化（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）1名、 <u>運</u> 転員（現場）2名により・・・ (新) 運転員（中央制御室）1名及 <u>び</u> 運転員（現場）2名により・・・ 以降、同様の修正実施	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-48	記載の適正化（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）B、 <u>C</u> は・・・ (新) 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）B及 <u>び</u> Cは・・・ 以降、同様の修正実施	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-74	記載の適正化 (旧) 概要図を第1.6.2図に、タイムチャートを第1.6.3図、 <u>1.6.14</u> 図に示す。 (新) 概要図を第1.6.2図に、タイムチャートを第1.6.3図及 <u>び</u> 1.6.14図に示す。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-96	記載の適正化（下線部参照） (旧) 電動機駆動消火ポンプ、 <u>ディーゼル</u> 駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレーが使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へ淡水又は海水をスプレーする。 (新) 電動機駆動消火ポンプ及 <u>び</u> ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレーが使用できない場合は、可搬型大型送水ポンプ車により原子炉格納容器内へ淡水又は海水をスプレーする。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-110	記載の適正化（下線部参照） (旧) 残存 <u>デ</u> ブリ冷却時に注水を停止する総注水量についても・・・ (新) 残存 <u>溶</u> 融炉心冷却時に注水を停止する総注水量についても・・・	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-163, 165, 167, 170	第1.6.17図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (1/9), (3/9), (5/9), (8/9) の記載を適正化 下段の格納容器自然対流冷却停止及び代替格納容器スプレー停止の判断フローにおいて「自然対流冷却により原子炉格納容器内が冷却状態となった」と記載していたが、本文の操作手順と整合させるよう記載を削除した。	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-160	第1.6.14図タイムチャートの記載を適正化（下線部参照） (旧) 切替 <u>え</u> (新) 切り替 <u>え</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-149, 165, 170	タイムチャート及びフローチャートの記載を適正化（下線部参照） (旧) 格納容器 (新) 原子炉格納容器	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-172～178	審査基準，基準規則と対処設備との対応表の適正化（女川審査実績の反映） 第1.6.1表に合わせて記載していたが、同様の対応手段及び機器名称については統合し削除した。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-179	添付1.6.2（電源構成図）について，各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-180	自主対策設備仕様に格納容器内自然対流冷却手段に使用する「窒素供給装置」の記載を追加した。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-187, 190, 193	添付資料1.6.6-(1)，添付資料1.6.7-(1)，添付資料1.6.8-(1) 必要要員数及び作業時間の誤記訂正（下線部参照） ・必要要員数 <u>6</u> 名→ <u>3</u> 名	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-198	添付資料1.6.11のうち(1) 対応操作概要の下段図表の記載を適正化（下線部参照） (旧) 炉心発熱有効長上端位置から0.5m下 (新) 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-203	添付資料1.6.11のうち図5. 原子炉下部キャビティ水位・格納容器水位監視装置概要図の記載を適正化（下線部参照） (旧) 【MIケーブル(Mineral Insulation Cable)】 (新) 【MIケーブル(Mineral Insulation Cable) <u>2</u> 】	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r.6.0)	1.6-211, 225	落丁していた図の修正	